平成２２年（フ）第３０７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵83番地64
債務者　津留崎秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９９号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―307号
債務者　田平　良子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０４号
福岡市早良区南庄４丁目10番32―306号
債務者　福田　康雄
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目５番９号
債務者　山崎　利勝
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１１号
福岡市西区愛宕３丁目25番２号
債務者　紫原伊通子こと　紫原　逸子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１８号
福岡市博多区諸岡３丁目33番45―304号
債務者　竹内　泰治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１９号
福岡市博多区諸岡３丁目33番45―304号
債務者　竹内加津美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８６号
大分市横田２丁目２番７―203号　ル・グラン光陽大在
債務者　堀　　智恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６３号
大分市大字永興102番地の６
債務者　清田絵理子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６３号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅103棟15号
債務者　溝口ふみ子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８０号
宮崎県延岡市川島町1916番地30
債務者　橋口　美香
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿屋市西祓川町933番地
債務者　山本　和代
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６１３号
福岡市早良区藤崎１丁目８番８号
債務者　大石　忠一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１４号
福岡市早良区藤崎１丁目８番８号
債務者　大石　光子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６４号
福岡県大野城市横峰２丁目20番１号　コモドスコートⅠ―202号
債務者　松井　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８９号
福岡県大野城市白木原１丁目11番25―301号　エクレール駅前白木原
債務者　中田　　久
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９０号
福岡県大野城市白木原１丁目11番25―301号　エクレール駅前白木原
債務者　中田紀美子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９８号
福岡県筑紫野市湯町３丁目４番３号　エクレールゆまち102号
債務者　松尾　秀則
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部